参考資料３

（別紙）

オガサワラカワラヒワ生息域外飼育繁殖計画（骨子案）

参考資料３

更新履歴

Ver.	日付	改訂箇所	主な改訂内容
0.1		―	新規作成

参考資料３

目次

１．本計画の位置づけと事業目標（保護増殖計画との関係、本計画における目的）..... 1
（１）生息域外保全の基本的な考え方.....1
（２）保護増殖事業計画及び保護増殖事業実施計画との関係.....1
（３）本計画における目的.....1
（４）本計画の目標設定と事業終了の考え方.....1
（５）新たな知見に応じた計画の順応的な見直し.....1
（６）本計画に関連する事業.....1
２．計画期間 1
３．実施体制 2
４．生息域内保全に係る事業との連携..... 2
５．生息域外保全の実施方法..... 2
（１）ファウンダー確保..... 2
（２）近縁種による飼育繁殖の技術開発..... 2
（３）飼育・繁殖・管理に関する事項..... 2
① 飼育・繁殖・管理に係る方法.....2
②飼育個体の放鳥可否の判断.....2
（４）野生復帰に向けた順化方法..... 3
（５）放鳥時の検疫 3
（６）余剰個体の取扱い及び普及啓発..... 3
（７）その他 3

１．本計画の位置づけと事業目標（保護増殖計画との関係、本計画における目的）

（１）生息域外保全の基本的な考え方

絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（環境省平成 21 年 1 月）の概要を記述し、方針に基づいて実施することを記載。

（２）保護増殖事業計画及び保護増殖事業実施計画との関係

本計画の位置づけ、保護増殖事業計画、保護増殖事業実施計画及び野生復帰実施計画との関係を記載。

（３）本計画における目的

本計画は、本種の野生復帰させ得る資質を有する個体の確保を目的とし、そのための飼育・繁殖等の技術を確立し、遺伝的多様性を考慮した生息域外保全個体群の早期創出を図ることとする。加えて、繁殖生態、採餌生態等の知見を集積するため、飼育個体を適切に活用することを第二の目的とする。

（４）本計画の目標設定と事業終了の考え方

・オガサワラカワラヒワ保護増殖事業実施計画と整合性を保ちつつ記載。
・目標設定の考え方を記載。（後述する生息域外個体群の管理との整合）
・事業終了の考え方を記載。

（５）新たな知見に応じた計画の順応的な見直し

本種の飼育繁殖技術については未確立である。事業の円滑な推進には近縁種も含めた各種技術開発及び生態学的知見の収集が不可欠であるが、本種の危機的状況を踏まえ、本計画に基づく事業はこれら知見の収集と並行して進める。また、本計画の運用による知見も集積しつつ、これらの新たな知見を順応的に取り入れて適宜見直していく。特に、計画の運用初期は、試行錯誤と状況に応じた柔軟な方策で事業を実施する。

（６）本計画に関連する事業

・本事業の関連事業を簡潔に列挙。

２．計画期間

・母島のオガサワラカワラヒワ生息域外飼育施設の供用開始～保護増殖実施計画の終了までとする
・保護増殖実施計画に紐づく計画であることを説明。
・必要に応じ、計画期間を変更する旨を記載。

３．実施体制

・保護増殖事業実施計画と齟齬がないように記載

・順応的な対応が必要なため、体制拡大も想定し、実施計画の関係機関の他に新たな協力者・協力機関の参入も模索する旨を記載。

４．生息域内保全に係る事業との連携

・生息域内保全にかかる事業を記載した後、その取組と連携しながら実施する旨を記載。

５．生息域外保全の実施方法

（１）ファウンダー確保

・ファウンダー確保手法については、既に実施されており、技術が確立されていることから、その実施方法（時期、対象地、追加数の判断の方針等）の概略を記載。

・保全遺伝学的観点から、遺伝的多様性を考慮したファウンダー確保が望ましい旨を記載。

（２）近縁種による飼育繁殖の技術開発

・現在行われている亜種カワラヒワにおける取組みを記載する。また、新たな技術開発が必要な場合は積極的に実施することを記載。

（３）飼育・繁殖・管理に関する事項

① 飼育・繁殖・管理に係る方法

ア）飼育・管理手法の確立

・長期的な飼育技術の確立を目指し、病原体等に関する検査や衛生管理について情報収集を行い、体制確立を目指す旨を記載。

イ）繁殖手法の確立

・繁殖手法の早期確立をめざし、今後検討が必要と考えられる事項を記載。

・近縁種による飼育繁殖技術の開発との関係性を記載。

ウ）生息域外保全個体群の形成

・野生復帰させうる資質を満たす個体を確保するために、生息域外保全個体群の形成が必要であること及びその個体群が満たすべき条件等を記載。

②飼育個体の放鳥可否の判断

・各個体及び生息域外保全個体群の状況を加味した、個体の放鳥可否の判断基準を記載。

（４）野生復帰に向けた順化方法

・現在想定されている野生復帰に向けた順化方法（前期順化）を記載する。

・後期順化への移行、施設間の移送等について記載する。

・野生復帰実施計画との関係性について記載する。

（５）放鳥時の検疫

・検査する病原体の整理、検疫体制を記載する。

・病原体等の自然界に悪影響を及ぼすものを放出しないよう、先行事例の知見を活用して検疫を実施する旨を記載。

（６）余剰個体の取扱い及び普及啓発

・余剰個体が出た場合の対応方針を記載する。（死亡個体、繁殖に資さない個体、傷病個体について）

・普及啓発活動について記載する。

（７）その他